

公表対象物一覧

鹿行広域事務組合火災予防条例第48条の規定に基づき、違反対象物の公表をしています。

【違反の危険性】

- 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備（消火設備）が未設置の場合は、火災の際に初期消火が期待できず、延焼拡大の恐れがあります。
- 自動火災報知設備（警報設備）が未設置の場合は、火災の際に早期発見が遅れ、避難や初期消火が期待できず、延焼拡大の恐れがあります。

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容	公表日	管轄消防署
食べ処わたなべ	行方市富田29-1	自動火災報知設備未設置	令和7年3月10日	行方消防署
株式会社大島種苗店旭店	鉾田市子生674-5	自動火災報知設備未設置	令和7年9月8日	鉾田消防署